

令和6年度第1回京田辺市権利擁護地域連携ネットワーク協議会

議事録

～開会

～会長あいさつ

1. 議事1 令和5年度事業報告及び令和6年度の取り組みについて

～事務局から説明

【委員】

令和5年度の実績と相談件数は、令和4年度と比較して増加率はどうか。

【事務局】

新規の対応件数だけでみると減少している。事案について、方針の確認等の相談が増えており、中核機関として実際に対応するケースとしては、昨年度よりも減っている。一次相談窓口としてのスキルアップが少しづつ図られているのではないかと考察する。一次相談窓口の相談件数と傾向としては、昨年度とほぼ変わらずという状況にある。

【委員】

令和5年度実績の申立てに関する支援8件の中で「市長申立て」3件、「本人申立て」1件があるが、その他の部分の申し立てはどういったものなのか。また市長申立て3件について、申立てまでにどのくらいの期間を要したか。

【事務局】

申立てに関する支援という形でまとめているが、申立てに至った件数ではなく、申立てに向けて支援をした件数をあげている。年度をまたいで申立てに向けて支援継続中の事案や申立ての期間に対象者が死亡し審判に至らなかった事案、状況が変わって中断した事案なども含めた件数である。

市長申立てに要する期間については、市長申立てに至った3件のうち、2件は親族関係にあり、同時に進めた経緯があるが、支援開始から申立てまで半年かかっていない。一方、残り1件については、申立てに至るまで1年かかっている。要因としては他の市町村から転入し、家族関係も非常に複雑であり、親族調査に

非常に時間を要した。

【委員】

対象者本人が直接家庭裁判所まで行って申立てを行うのか。

【委員】

市長申立てをされた方や支援を行った方では、ご本人が裁判所まで直接行った方はおられない。施設入所中の方など、直接行くのが難しい方が多い。

【委員】

京都南部の方は直接家庭裁判所まで行くのが難しい方も多いと思うが、それに対しては調査官などでご配慮いただいているのか。

【オブザーバー】

家庭裁判所の調査官が出張し対応することは可能である。件数としてはまだ少ないが施設の協力があればWEBでの面談も可能な場合もある。

【会長】

家庭裁判所まで行くことが大変で、そこで二の足を踏まれる方が非常に多い印象があるため、柔軟に対応いただいているのはありがたい。引き続き協力をお願いしたい。

9月28日開催の支援者向け研修について、障がい関係者の方が少なかったとのことだが、障がい関係の方の参加は難しいか。

【委員】

市の障がい福祉課の主催で昨年度から今年度にかけて「親亡き後について考える」というシリーズで研修を開催しており、定員を超えて多く参加いただいている。後見も含め、相続や登記の問題などを考えておられる方が多く、長期的な視点という点で考えている方は増えている印象を受ける。今年度あと2回開催予定。研修では相談員の参加も比較的多い。

成年後見に関する相談については京田辺では一次相談窓口の「生活支援センターふらっと」で相談を受けることが多く、また市社協の相談に流れている部分もあると思われる。今後、相談支援事業所として対応していくことも必要と考えるので、研修の周知についても必要だと感じる。

【会長】

成年後見ステーションの存在を障がいの研修の中で周知することも検討していただきたい。

高齢分野ではケアマネージャーが多く参加されているようだが、周知という点ついてはどうか。

【委員】

昨年度にステーションが開催した研修は基礎編で、今年度はその応用編とのことであり、参加させていただきたいと思っている。

病院や施設の相談員が一次相談窓口をもっと利用するようになれば相談件数も伸びていくと思うが、現状は、関係性のできている専門職に直接相談させていただくことが多い。すぐに動いてくださるので、心強く思っている。ただ、そこだけに頼らず、ステーションを周知し、適切に利用していきたいと思う。

【会長】

全国的な話として、特定の人に対してもお願いしている場合、その方がいなくなつた時に困った状況になることが多いので、組織としてのネットワークは重要であり、幅広く持っていただきたいと思う。

【委員】

こちらに直接相談いただいた場合でもステーションにまず相談されてはどうかと伝えることもある。近隣病院の中にはステーションをご存じでないこともあります、情報提供させていただくこともある。

私自身が、具体的な案件において内容を整理し、逆にステーションや市社会福祉協議会に相談するということもあり、ここの中でもネットワークができている。

【会長】

民生委員として地域で色々関わりがある中で、権利擁護の侵害や消費者被害も含め、地域の中での相談状況はどうか。

【委員】

地域を見守る立場ではあるが、地域住民との距離が近い分、逆に深く話を聞けない場合もある。社会福祉協議会など支援機関へつなぐ役割を大切にしている。

【会長】

社会福祉協議会とステーションとの関係性はどのような状況か。

【委員】

社協は月に1回、リーガルサポートから輪番で来ていただき成年後見制度相談をしている。相談はご親族だけでなく、支援機関の方が来られることも多い。社協は権利擁護事業の他にも総合相談窓口、また絆ネットの相談員もいるため、専門職とのネットワークをもちながら解決を目的ということではなく、一緒に考えながら関係機関や専門職に繋ぐ機能を担っている。

【会長】

いろいろなネットワークができていくのは良いことであるが、一方でそれぞれの情報を共有する作業が必要と感じる。その情報共有の場として協議会や運営会議が開かれているので、京田辺市全体で権利擁護の課題はどのようなものがあるのか、それぞれの機関が持っている情報に横串をさすような作業ができれば良い。例えば事例を通して共有するなど顔が見える関係の中で「我が事」として検討できるようになれば、機能が高まっていくと思う。

リーガルサポートの輪番制はなかなか珍しい取り組みか思うが、何か工夫されているのか。

【委員】

リーガルサポートでは自治体から依頼があった際、相談に無料で行かせて頂く取り組みをしているので、その制度の一環だと思う。

リーガルサポートとしても、できる限り協力していきたいが、やはり人手不足が問題になっている。特に京都市内などの一部の地域では、かなり逼迫している状況のところがあり、相談は対応ができるが、実際にケースを受任するのは難しい場合がある。また司法書士が受けるべき案件なのかどうか、検討が十分にできないまま受任し、対応に苦慮するケースもある。例えば身上監護を主として社会福祉士が選任された方が良い場合や、消費者被害や虐待等、高度な法律判断が必要になる案件などは弁護士の先生が適正である、など、どういう形で解決すればいいのか打ち合わせができる機関があるとよい。

【会長】

そういうことを解決する場として受任調整会議が必要になると思うが、ステーションの中には受任調整会議はあるのか。

【事務局】

受任調整会議という形では設定していないが、ステーションの運営委員をしていただいている専門職の先生方とメーリングリストでネットワークを作らせ

ていただき、どういった方が適切かなど助言を受けられる体制は整えている。

【会長】

専門職の先生方がそれぞれ相談を受けたケースでも公平中立性という観点から自身では受任できないことがある。そういう場合はステーションの中で受任調整会議を行うなど、それぞれの身上把握や財産状況など状況を踏まえた上で調整するような情報を共有するための流動的な作業は必要だと感じる。

【委員】

情報の流動化という視点はこれまでの話を聞いて共感する。

弁護士会として、例えば虐待事案や親族間で揉めている事案など、紛争の一方の当事者になるのが弁護士の本業であることから、依頼者や自分を守るために裁判例を調べることは業務として行っているため、受任はできないが、関係性が破綻しているものや、トラブルにより今後の見通しに不安や恐怖を抱えるような案件に関しては、過去の判例などを用いて根拠付けした助言を行うことは可能であり、専門職として役に立てるのではないかと思う。

また、法テラスを利用していくと受任を前提とした弁護士相談も受けることができる所以、必要に応じ利用していただきたい。

【会長】

ステーションにあがるケースは横ばいないしは若干減っているかもしれないが、各窓口で受けている相談は必ず増えてきていると思われる。そこで受け止めた情報をいかに共有して、ステーションで受任調整を含めて進めていくのか。同時に、成年後見には繋がらないが、今後見守りが必要なのであれば、日常生活自立支援事業などと連携しながら支援者など関係者に入ってもらうような状況に応じた仕組みが今後は必要になってくるかもしれない。

そういう点も含めて情報共有がとても重要になってくると考える。

【委員】

情報共有に関して、ステーションが実施している各担当との連携会議等について紹介していただきたい。

【事務局】

権利擁護にかかる協議体は3つあり、本権利擁護地域連携ネットワーク協議会、成年後見ステーションの運営に係わる課題などを協議する運営委員会を年に3回開催するほか、権利擁護支援に携わる一次相談窓口の担当者、市の関係各

課の担当者で定例会を2ヶ月に1回行い、事例検討やそれぞれが抱える課題など情報共有の場としている。

【会長】

そのような場があることを知り安心した。いろいろな機関の情報が集まつくるような仕組みを作っていただき、協議会で考えた際に抽象化され概念として上がってくる形が良いと感じる。協議会レベルの枠組みと具体的な事例で扱う中核機関がそれぞれ連携しながら取り組みを進めていただきたい。

【オブザーバー】

各市町村で色々な取り組みや工夫が行われており、ネットワークという形で集まることが増えてきている。

京田辺市は山城北の圏域の中で一番早く中核機関を整備されているという経過があり、試行錯誤されながらも、京都府下の他市町村との意見交換なども活発にされている。

山城北の圏域では宇治市が10月1日に中核機関を設置予定、八幡市においても今年度中に設置予定で準備会が開催されている。城陽市、久御山町、井手町などにおいても、設置に向けた動きをされている。

当然市町村が中心になって行っていくものあるが、圏域全体としても底上げがされていくべきであり、近隣市町村の動きは圏域において重要な動きである。圏域での取り組みという形での連携についても京田辺市にも引き続き協力をぜひお願いしたい。

2. 議事2 その他（重層的支援体制整備事業について）

～事務局より説明

【会長】

重層的支援体制整備事業は国が努力義務として進めている事業であり、全国各地で実施計画が作られようとしている。自治体によって社会福祉協議会がメインに実施されているところもあれば、市町が頑張って取り組んでいるところもある。

資料4は、ネットワークの枠組みの中心に支援会議があり、枠組に位置付けられている部局はそれぞれの意味合いがあると推測する。例えば建設部や経済環境部は、空き家対策、老朽化した建物、さらにはゴミ屋敷の問題などそういう

ったニーズがキャッチでき、上下水道であれば水道料金の滞納や未納、他には税金や国民健康保険の未納など、それぞれ情報をキャッチしやすい部局から「支援が必要ではないか」「SOS が出ていないか」などの情報を吸い上げていく。同時にそれらの情報の中で背景に貧困があるのではないか等を支援会議の中で捉えていくような図式だと考える。

【事務局】

ご指摘のとおり。色々なところに網を張ったような図式となっている。例えば上下水道の料金滞納が発生する理由として困窮が隠れているのではないか、そういうところから支援会議の中で、トータル的に解決していくこう、どのように解決していくかという方針を決める場と考えている。

【会長】

ライフラインの中で水道が一番長く止まらないが、それが止まるということは滞納の背景に貧困が隠れているのではないか把握していく作業に入ると思われる。

社会福祉協議会では重層についての取り組みはあるか？

【委員】

社会福祉協議会では、コロナ禍による特例貸付けの事業などから困窮者の問題が日常的にある。示していただいたようなネットワークは本当に必要であり、それを活かして連携できれば、他面にわたり解決しやすくなるのではないか。

【会長】

重層的支援体制整備事業は、相談支援、参加支援、地域づくり支援、多職種連携が大きな柱となり、図4は非常にわかりやすい図になっている。

キーワードとしてはアウトリーチが必要となる。アウトリーチとはご本人がニーズを感じていなくても専門職が福祉課題だと判断した際は、直接何か困り事がないかを確認のために出向き、ニーズを発見して取り組むことをいう。これがまさに重層的支援体制整備事業の狙いであり、同時に権利擁護体制のネットワークの構築となり、協議会の大きな柱になっている。

【委員】

こういった体制がうまく進んでいくと、私達が頭を抱えながらやっている案件も前段階で解決できただろうと感じる。最近は複雑な問題のある後見や破産申し立てがとても多いが、もっと早くに対策ができていれば、と感じること

もあり、先ほどの水道料金の滞納などから把握し吸い上げるような仕組みは有効なやり方と思う。

【会長】

こういった体制が早い段階で計画的に進むことで、それぞれが困っているケースを吸い上げて解決に進んでいくことができる仕組みもある。各部局での困り感が課題として上がってくるので結果的に、支援者や専門職も含めて「あつてよかった」と思える体制づくりであり、重層的支援体制整備事業は今後非常に大きな柱となっていくと思う。それを市で取り組んでいただいているので引き続きお願いしたい。

【会長】

審議する事項は以上となるが、全体を通して他に何かご意見等あればお願いしたい。

～なし～

【会長】

本日の議事につきましては全て終了しましたので、これで終了します。

～閉会～

終了